

労働時間の取扱いに関する第4回の議論の概要

1 出来事の有無に関係なく、その長さのみを要素として強い心理的負荷と評価できる労働時間（極度の長時間労働）について

- 3週間で120時間で発病というのが、事例を見ていても限度で、いままでの極度の長時間労働のイメージにいちばん近いのではないか。4週間で160時間というのは極端な数値であり、例示するまでもない考える。2週間では期間として少し短いのではないか。原則としては休日がなく、連続して3週間勤務したことを想定している。（荒井先生）
- 深夜業務まで、例えば、ほとんど2時、3時までやって、翌日も寝泊まりして、また仕事をするという状況が連続して起こっている場合は、極度の長時間残業が連続しているということで、睡眠が確保できない状況を発症要因として考えなくてはいけない。毎日の連続が重要である。（黒木先生）
- 例えば深夜労働をしていて、休んだように書いてあるけれども、その日の午前中（深夜）が労働で、実は休んでいなかったりすることはある。そのあたりは実質を見ていかなければならない。これについては医者でなくても判断はできると考える。（荒井先生）
- 3週間で120時間を下回る場合でも、休日がないとか深夜労働が連続しているとか、同程度の大変さがある事例を拾い上げるのはいいと思うが、3週間で120時間という運用があるのであれば、その点は数字で明確化してもらいたい。（織先生）
- 3週間で120時間というのは、相当何か異常事態が起きて、異常な休日労働や夜勤をしていることを前提とした数字。120時間なら文句なく認め、出来事と組み合わせた100時間を目安にした取扱いもあるという2本立てなら良い。（鈴木先生）
- 実務的にも4、5時間の睡眠しか取れないような状況が2、3週間続く場合に、いままで認定はしてきているので、3週間120時間というのは1つの目安になるかもしれない。（黒木先生）

- 極度の長時間労働を 140 時間以上にするのは、基準が厳しいのではないかという印象。労働時間の長さのみをもって強い心理的負荷と評価できる事例が、ほとんどないことにならないか。

実際には出来事も生じているということであれば、極度の長時間労働の基準を緩やかにするというより、出来事との関係で長時間労働を問題にする場合の要件の組み合わせを明確化した方が、運用しやすいか。(織先生)

- 2 週間、1 か月、2 か月、6 か月等という評価期間と、長時間労働の目安を相関関係で考える必要があるのではないか。(良永先生)

- 3 週間で 120 時間が極度の長時間労働に該当するとした場合、これに相当する期間と労働時間がほかにもあるのではないか。

例えば、100 時間が 2 か月間ないし 3 か月間続いた、120 時間が 2 か月続いた、140 時間が 1 か月あったなどが同程度の総量になるとすれば、脆弱性に対する負荷として等価と考えるといった機械的な説明もあり得るのではないか。労働時間とその持続の期間を考えることが妥当。長い期間の評価をしないということも、間違いだと思う。(岡崎座長)

- 3 週間で 120 時間というのは、長時間労働と発症とが近接していることを想定している。ある種の急性ストレス反応ではないが、それだけの負荷がかかった結果破綻したという時間的な流れの近接が必要。(荒井先生)

- 1 か月で同等の時間としては、140 時間が考えられるのではないか。(鈴木先生)

- いまの評価表は、ストレスを出来事というインパクトで捉えているから、どうしても蓄積性、慢性の要素は時間の経過で見ていかざるを得ない。連続性の要素を入れて見るということは、よいのではないか。その間の労働の状況も見ないといけない。(山口先生)

- 月 100 時間の労働に、例えば 1.5 倍程度の負荷があれば、出来事がなくてもよいのではないか。3 週で 120 時間というのが、例えば月 100 時間の 1.5 倍程度であるという考え方があるのではないか。(清水先生)

- 実際の事例を見ると、4 週間にわたる方はあまりおられず、3 週間内外の方が多。3 週間で 120 時間というのは、連続して働いた場合には、人間が

対応できる長時間労働の限界なのではないか。

例えば半年前にそのような長時間労働があっても、それを採用できるかどうかはケース・バイ・ケースだが、直近にあれば、出来事がなくても相当因果関係を認めてよい。(荒井先生)

- 3週間が症例から出てきた基準で医学的に根拠のある期間になっているから、よいのではないか。(山口先生)
- 月100時間から110時間の時間外労働はやっていけても、3週間で120時間とか、4週間あるいは1か月で160時間というのは、異常な働き方で、ずっとやっていけない。これらは睡眠も5時間以下になるし、持続性のない働き方だから、ほかの条件なしで、それ自体で極度に長時間ということで認定できる。これは直近の4週間を想定している。(鈴木先生)
- 直近の3週間というところを、医学的に可能であればもう少し長い期間で取れるのであれば、労働時間は非常にわかりやすいので、労働者側にとっても非常に明確なのではないか。(阿部先生)
- 極度の心理的負荷を労働時間の数値だけの目安で判断できれば非常にいい。時間の候補数値とあわせて、発症の前のそういう時間外労働が続いた期間も考慮しないといけないという意見では一致している。しかし、そのような医学的データは詳細がない。(岡崎座長)
- それは、経験則、経験の積み上げになる。(荒井先生)
- ある一定期間の極度の時間外労働については、単位期間はいろいろだが、直近の出来事として、一定時間以上は出来事があってもいいが、なくてもいいということはいまもやっている。それを例示することは、事務作業の管理にはもちろん役に立つし、説明できる。実感に合っているので、我々とすれば物差しを変える必要がない。(荒井先生)
- 出来事がなく、その長時間残業をどう捉えるかという話だから、発症前の数週間というのは重要と考える。(黒木先生)
- 急性のものと慢性のものと常に両方あるので、そこは両方を検討すべき。急性だけに限る必要はないと医学的には思う。(岡崎座長)

- 慢性的なものは、例えば 100 時間残業をずっとやっても発症しない場合がある。ある一定の期間は、120 時間、100 時間の残業があっても発症せず、何か出来事があって、その後、さらに時間外労働が発生して精神障害が発症する場合もある。そういう場合をどう考えるかということにもなる。
(黒木先生)
- 100 時間を超えて認定されたものの多くは出来事があったという結果で、時間外労働時間が 100 時間を超えると、出来事も伴っているということを示しているので、労働時間だけでいいのではないか。(岡崎座長、良永先生)
- (月 100 時間の時間外労働との関係では、) 出来事がなければならないのではないか。(黒木先生)
- 現実には 100 時間を超える時間外労働の場合に、何らかの仕事の増加や命令がなくて増えるということは、ほとんどないのではないか。労働時間の増加は、出来事も含んだ変化に非常に感度がいい。その意味で、事例では、実質的な労働時間の増加に該当しないものを除けば、出来事の内容もほとんどその労働時間で予測できたことは重要なのではないか。(岡崎座長)

2 出来事との関連で強い心理的負荷と評価できる労働時間（恒常的な長時間労働）について

○ 出来事がある場合は100時間は1つの目安ではないか。100時間という時間外労働だけで考えるのではなくて、出来事の内容と時間外労働とを一緒にセットで考えるのが重要ではないか。（黒木先生）

○ 単にこの数値がこの時間なら絶対だというものを決めるのは難しいと思われるため、法令も参考に、100時間を1つの取扱い上の目安にして、出来事などを加味した判断を行うべきではないか。（鈴木先生）

○ （論点の1（1）イ（ウ）※の場合に、）強い心理的負荷と評価できるかは、その出来事の後どの時点で発症したかということによるのではないか。（黒木先生）

※（ウ）…中程度の出来事の前に月100時間の時間外労働

○ これは発症との時間的關係によるのだろう。（岡崎座長）

○ これは評価表の運用であり、基本的には行政に任せられた裁量の範囲だと思う。（ア）（イ）※（ウ）も、行政がこれでやるということなら、それでいいのではないか。あまり矛盾は感じない。（山口先生、岡崎座長）

※（ア）…中程度の出来事後に月100時間の時間外労働

（イ）…弱程度の出来事の前後に月100時間の時間外労働

○ （ア）と（イ）は、時間外労働がある出来事後にあったということで、周りからの支援という側面が入る。長時間労働もあり、それを止めなかった事業者の責任もあるという2項目がセットになって、「特に過重」となることが多い。（ウ）の場合、出来事後、休んでしまったケースは実際にある。そうすると、本当に出来事後の状況を全く勘案しないというのは、難しいのではないか。休んでしまって、負担がなくなってしまう。（荒井先生）

○ 発症したから休んだということになれば、当然関係してくる。（黒木先生）

○ その点は、出来事から発症までの期間をどう評価するかということなので、通常臨床的な判断が一番であり、裁量に任せるべきではないか。（岡崎座長）

- (ウ) も認めないと、不公平ではないか。いままでの操作的な認定の仕方も隙間があるわけで、それは認めないといけない。(織先生、岡崎座長)
- 100 時間残業が数か月続いている中で出来事が起こり、その直後に発症することになれば、当然認めざるを得ないのではないか。
100 時間がずっと続いて、負荷のある出来事があった。そのあと、発症はしていないけれども半年ぐらい休んだ。そして、しばらくして発症したということになると、それを認めるのは難しいだろう。(黒木先生)
- 単月の 100 時間のあとにⅡの出来事があって、それによって精神障害が発病するというのはあまり多くないと思う。100 時間でなくても 80 時間でもいいが、ある一定程度の恒常的な長時間労働があって、ここにⅡの出来事が起こったときの発病のほうが、より我々は臨床的に確認している。
一定期間、単月ではなく複数月にわたり月 100 時間の時間外労働が続いているということが必要ではないか。(荒井先生)
- 期間を明示するのは、臨床的ではないのではないか。当然出来事があって発症したという場合だろうから、そこは相当の関係があるとみなされる場合を想定して、現実的な処理としてこれも可能であるとしたほうがいいのではないか。(岡崎座長)